第二十九号書式　　（平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正）

|  |
| --- |
| （配偶者用）  扶助料失権事由非該当申立書  私は、公務員（旧軍人等）死亡後、次の事項に該当したことがない。  ・　３年を超える懲役又は禁の刑に処せられたこと。  ・　国籍を失ったこと。  ・　婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含む。）したこと。  ・　遺族以外の者の養子となったこと。  上記のとおり申し立てます。  年　　月　　日  申立者氏名 |